

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors

タイトル：「東・東南アジアにおける地域間越境移住の人類学」（平成23年度 第1回研究会）

日時：平成23年5月21日（土曜日）午後1時30分より午後7時

場所：本郷サテライト・キャンパス 4Fセミナー室

報告者 ・ 報告タイトル：

【発表1】

名古屋商科大学 石井香世子

「アジアにおける結婚・離婚移住ネットワークの多方向性と還流性に関する実証研究」
科研費研究の狙いと計画」

別ファイル参照のこと

【発表2】

「国際離婚をめぐる諸問題－近年の相談事例から」

横浜弁護士会 弁護士 小豆澤史絵先生

”Issue on Cross-border Divorce: From Cases Brought into Legal Office”

Attorney at Law, LL. M., Fumie Azukisawa

本発表は、「1. 涉外離婚事件とは何か、2. 涉外離婚事件の国際裁判管轄、3. 準拠法の指定、4. 国際離婚の事例紹介、5. 国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」の4部分から構成された。まず「1. 涉外離婚事件とは何か」の部分で、涉外離婚事案の基礎的な要件が、事例に引きつけてわかりやすく紹介された。また「2. 涉外離婚事件の国際裁判管轄」の部分では、国際離婚を日本の裁判所で扱う場合にどの国の法律に準拠するかを、ケース別にご教示いただいた。さらに「3. 準拠法の指定」の部分では離婚に付随して生じる親権、財産分与等に関しては、離婚事案とは別に、どの国の法律が適用されるかが決められることが説明された。さらに「4. 国際離婚の事例紹介」の部分では、近年、小豆澤先生がご担当されたケースのうちから、典型的な問題事案をご紹介いただいた。さいごの「5. 国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」の部分では、昨今日本政府が加入を表明した通称ハーグ条約と、それに加盟することで日本人の国際離婚にどのような影響が与えられるかが、わかりやすく説明された。

【発表 3】

「国際結婚論!？」

京都女子大 教授 嘉本伊都子先生

“*Kokusaikokkonron!?*”

Prof. Kamoto ITSUKO, Ph. D.,

本発表では、「国際結婚」をめぐる既存の諸研究を概観し、本研究会のメンバーがこれから実施する調査において、それぞれにどのような視座を携えて事例を分析するかについて、いくつかの非常に興味深い試案が提示された。具体的には、アジアにおける「国際結婚」移動がコロニアル・モダニティの視座と不可分である点、また **Cross-border Marriage** の相違点はどこに発生するか——これを解き明かすことが大切ではないかという視座が提示された。また、インターマリッジとして差異化される当該社会の境界線の、通時性と共時性に注意を払うべきだという点も指摘された。

【全体ディスカッション】

1) 「国際結婚」とインターマリッジは別のモノだという認識を共有しよう

⇒ 英語発表・刊行物の中では **intermarriage** の単語を使い、日本語発表・刊行物の中では、それぞれ自由に使い分ける

2) インターマリッジに至るまでの背景・経験等にも注目して、結婚移動を分析するのが重要ではないか